

【健康診断の実施義務】

契約形態	正社員	パートタイム労働者					
		・無期契約 ・契約期間が 1年以上 の有期契約 (契約更新により1年以上になる場合を含む)			・契約期間が 6月以上1年未満 (契約更新により6月以上になる場合を含む)		
週所定労働時間 (対正社員)	1	3/4以上	1/2以上 3/4未満	1/2未満	3/4以上	1/2以上 3/4未満	1/2未満
定期健康診断 (1年以内に1回)	◎	◎	○	△	△		

◎:実施義務あり（労働安全衛生法）

○:実施義務規定は無いが、実施が望ましい（短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の施行について）

△:実施根拠規定なし

参考資料:厚生労働省 パートタイム労働者の健康診断を実施しよう！！